

茨城県がん検診推進協議会専門部会設置要綱

(目的)

第1条 茨城県がん検診推進協議会設置要綱第8条の規定に基づき設置する次の茨城県がん検診推進協議会専門部会（以下「専門部会」という。）において、茨城県がん検診推進協議会で協議する事項について、関係者間による専門的な検討を行うことにより、協議会の円滑な運営に寄与することを目的とする。

- (1) 住民検診推進部会
- (2) 職域検診推進部会

(専門事項)

第2条 専門部会は、次の事項について、それぞれ検討を行うものとする。

なお、専門部会における決議は、これを協議会の決議とする。ただし、必要に応じて協議会に付するものとする。

- (1) 住民検診推進部会
 - ①市町村が実施するがん検診の受診率の向上に関する事
 - ②市町村が実施するがん検診の精密検査受診率の向上に関する事
 - ③市町村のがん検診の推進に係る委員相互の連携に関する事
 - ④その他がん検診の推進に関する事
- (2) 職域検診推進部会
 - ①職域におけるがん検診の受診率の向上に関する事
 - ②職域におけるがん検診の精密検査受診率の向上に関する事
 - ③職域におけるがん検診の推進に係る委員相互の連携に関する事
 - ④その他がん検診の推進に関する事

(組織)

第3条 各専門部会は、第2条の専門事項に関し、関係のある者をもって組織する。

(部会長)

第4条 各専門部会長は、茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室長をもって充てる。

(役員等の職務)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総括する。

2 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(助言者の出席)

第6条 部会長は、各専門部会において必要があると認めるときは、識見を有する者を助言者として出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ会議の設置)

第7条 各専門部会において、特に実務レベルでの調査・検討の必要があると認めるときは、各専門部会のもとにワーキンググループ会議を設置することができる。

(事務局)

第8条 各専門部会の事務局は、茨城県保健福祉部保健予防課がん対策推進室に置く。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、各専門部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。